

「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会提言」

高井 晋

(徳川平和財団 海洋政策研究所 特別研究員)

領土担当大臣の下に設置された「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」(西原座長)は、2014年7月に報告書を山本一太大臣に手交し、その後、同報告書は、安倍首相に提出された。同有識者懇談会は、報告書提出後も継続され、それ以降の政府の施策の成果や領土・主権をめぐる国内外の情勢の変化を踏まえ、2015年6月11日に前回の報告書のフォローアップとして提言を取りまとめ、山谷えりこ大臣に手交され、その後、安倍首相に提出された。以下は、同有識者懇談会の日本語と英語による提言である。

領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会提言

平成27年6月11日

領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会

「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」は、平成25年4月より会合を重ね、同年7月に懇談会での議論の成果を報告書として取りまとめ、公表した。

前回の報告書における提言の内容(「力による現状変更への反対」、「法の支配」の強調等の第三国の共感を得られるメッセージの発信等)は、領土・主権をめぐる内外発信に関する戦略的な方策を包括的に示したものであった。今般、これまでの政府の施策の成果やこの2年間の領土・主権をめぐる国内外の情勢の変化を踏まえ、前回の報告書のフォローアップとして、本有識者懇談会において、以下の提言を取りまとめた。

1. 対外発信の内容

対外発信にあたっては、前回の報告書における提言の内容を基本としつつ、以下の点にも留意すべきである。

(1) 一貫した国際法重視の姿勢の強調

日本は、領土・主権をめぐる情勢に関して、物理的な力の行使による現状変更は許さないこと、一貫して国際法を重視し、平和的方法により国際法に基づいて対応してきていることを十分にアピールすべきである。

(2) 領土・主権に関する相手方の主張への迅速な対応

領土・主権に関する相手方の主張に迅速に対応していくことが重要である。

(3) 発信対象のニーズに応じた発信

国際情勢や各国メディア事情に通じた専門家とも連携しながら、発信対象のニーズや関心に応じたきめ細かい発信を行うことに留意する。

(4) 第三国に対する発信

国際社会の広範な理解を得るため、米国をはじめとして、アジア、欧州等、幅広い地域に発信することが必要となってきている。

2. 重層的対外発信の強化

政府による対外発信の強化に加えて、政府以外の主体がより効果的に対外発信を行うことのできる環境の整備に一層努めていく必要がある。

(1) 海外赴任者、在留邦人、留学生等に対する啓発の推進

海外赴任者、在留邦人、留学生等を対象に、ソーシャル・メディア、パンフレット、動画、フリーペーパー等を活用し、日本の領土・主権に関する正確な知識を伝える啓発事業を実施する必要がある。

(2) 対外発信力を有する人材の育成

日本の領土・主権をめぐる問題に関して、十分な知識を備えるとともに対外的に強い発信力を持つ人材の育成を図ることが重要である。そのためには、若手の学者や幅広い分野の専門家が海外で発信する機会を一層確保していくことが有益である。

(3) 国内外の関心層に対する情報提供の推進